

# お客さま各位

## 個人情報保護法に基づく開示等請求に関するご案内

弊社は、お客さまからの個人情報保護法(以下、「法」といいます)に基づく「利用目的の通知」「開示」「訂正・追加・削除」「利用停止」「第三者提供停止」の各ご請求(以下、これらを総称し「開示等請求」といいます)を随時受け付けております。

以下に、開示等請求の手続きについてご案内致します。

### 対象となるご請求

#### 1. 利用目的の通知

法第 27 条第 2 項に基づき、お客さまが識別される弊社の保有個人データの利用目的の通知を請求することができます。

#### 2. 開示

法第 28 条第 1 項に基づき、お客さまが識別される弊社の保有個人データの開示を請求することができます。

#### 3. 訂正・追加・削除

法第 29 条第 1 項に基づき、お客さまが識別される弊社の保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除を請求することができます。

#### 4. 利用停止

法第 30 条第 1 項に基づき、お客さまが識別される弊社の保有個人データが法第 16 条の規定に違反して取扱われているときまたは法第 17 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用停止または消去を請求することができます。

#### 5. 第三者提供停止

法第 30 条第 3 項に基づき、お客さまが識別される弊社の保有個人データが法第 23 条第 1 項または第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者提供の停止を請求することができます。

### ご請求の方法

#### 1. ご利用になる請求書

ご請求の種類によって、ご利用になる請求書が異なります。

1. 利用目的の通知	:	利用目的の通知請求書
2. 開示	:	開示請求書
3. 訂正・追加・削除	:	訂正等請求書
4. 利用停止	:	利用停止等請求書
5. 第三者提供停止	:	利用停止等請求書

#### 2. 請求書の交付

各請求書は弊社ホームページ(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)から取り出すことができるほか、弊社の各支店、サービスセンター、お客様相談室の各窓口で交付させていただいております。

#### 3. 請求書の受付

各請求書は下記にご郵送いただくほか、弊社の各支店、サービスセンター、お客様相談室の各窓口で受付させていただいております。

〒101-8329  
東京都千代田区神田駿河台2-3  
日新火災海上保険株式会社  
リスク管理業務品質部 コンプライアンスグループ 宛

### ご請求手数料

弊社は、「利用目的の通知」「開示」のご請求について、法第 33 条の規定に従い手数料を請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

なお、手数料金額および手数料のお支払方法については、各請求書に掲載された「ご請求にあたっての注意事項」をご覧ください。

### ご本人の確認

弊社は、開示等請求の対象者についてご本人の確認をさせていただきます。代理の方がご本人に代わってご請求手続きをされる場合は、委任状等による代理権の確認のほか、請求者が代理人ご本人であることを確認させていただきます。

なお、ご本人の確認のために必要となる書類については、各請求書に掲載された「ご請求にあたっての注意事項」をご覧ください。

## 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第27条（第1項は省略）

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかなる場合
- 二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

（第3項は省略）

（開示）

第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規程による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

（第3項以下、省略）

（訂正等）

第29条 本人は個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条においては「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規程による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

（第3項は省略）

（利用停止等）

第30条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規程による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規程に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 個人情報取扱事業者は、前項の規程による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第5項は省略）

（手数料）

第33条 個人情報取扱事業者は、第27条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第28条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

（第2項は省略）